

令和6年1月31日

各省各庁会計課長 殿

財務省主計局法規課長

事務連絡

令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて

今般、令和6年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことから、標記のことについて、下記の通り取扱うこととするので、ご了知の上、関係職員に対してもご連絡願います。

記

令和6年能登半島地震の被災地の被災状況及び復旧状況に照らし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用対象となる市町村に主たる事業所が所在する事業者等について、賃上げ加点措置の実施（従業員への賃金引上げ計画の表明書の提出及び賃上げ実績の確認の実施）を適切に行う環境が整っていないときは、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けなくてもよいものとする。